

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年6月13日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室

3. 農業委員 11名中7名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	由 喜 門 尊
藤 原 由 果	藤 原 和 正	大 森 茂 利	

欠席委員

宮 本 英 美	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月	久 山 英 之
---------	-----------	---------	---------

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 昌 明	服 部 千 敏	高 田 和 之	時 實 乙 伊
山 崎 徹	佐 藤 辰 也	吉 田 宏	山 内 桂 三
小 西 健 文	大 森 幹 男	時 岡 加 卓	大 森 文 生

欠席委員

田 中 伸 五	正 富 清 人	福 池 正 美
---------	---------	---------

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事務局 伊藤 雅浩

事務局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他



農地の所在地「牛窓町鹿忍4187-1」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「546㎡」。農地までの距離「25m」。耕作面積は「8,486㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町尾張1419-2 株式会社 宇津木ファーム 代表取締役 宇津木 康文 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在4筆「邑久町豊安556-1」。面積「2,887㎡」。

「邑久町豊安557-1」。面積「3,947㎡」。

「邑久町豊安564-1」。面積「2,963㎡」。

「邑久町豊安565-1」。面積「2,284㎡」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「12,081㎡」。農地までの距離「1,800m」。耕作面積「439,712㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

#### 【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在3筆「邑久町大窪147」。面積「1,576㎡」。

「邑久町大窪148-1」。面積「962㎡」。

「邑久町大窪148-3」。面積「175㎡」。

登記、現況地目「田」または「畑」。面積「2,713㎡」。農地までの距離「18,600m」。耕作面積「12,741㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

#### 【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

土地の所在地「邑久町本庄136」。登記、現況地目いずれも「畑」。

面積「369㎡」。農地までの距離「10m」。耕作面積

「108,758.67㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在3筆「邑久町上笠加589」。面積「1,203㎡」。

「邑久町上笠加590」。面積「1,441㎡」。

「邑久町上笠加591」。面積「797㎡」

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3,441㎡」。農地までの距離「300m」。耕作面積「87,662㎡」。耕作者数「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【8番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「邑久町尻海2746-1」。登記、現況地目いずれも

「畑」。面積「548㎡」。農地までの距離「10m」。耕作面積「0

㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権

移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【9番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「邑久町尻海2748-1」。登記、現況地目いずれも

「畑」。面積「1,067㎡」。農地までの距離「10m」。耕作面積

「0㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増

反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【10番案件】

譲受人「岡山市北区平野998番地4 STファーム株式会社 代表取締役 徳永 祐一郎 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在7筆。「長船町西須恵431」。面積「877㎡」。

「長船町西須恵432」。面積「324㎡」。

「長船町西須恵731」。面積「535㎡」。

「長船町西須恵762-1」。面積「252㎡」。

「長船町西須恵956-1」。面積「386㎡」。

「長船町西須恵966」。面積「224㎡」。

「長船町西須恵1155」。面積「2,017㎡」。

登記、現況地目「田」または「畑」。面積「4,615㎡」。農地までの距離「30,000m」。耕作面積「0㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【11番案件】

譲受人「岡山市北区平野998番地4 STファーム株式会社 代表取締役 徳永 祐一郎 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在6筆「長船町西須恵574-1」。面積「495㎡」。

「長船町西須恵587」。面積「703㎡」。

「長船町西須恵641-1」。面積「350㎡」。

「長船町西須恵765-1」。面積「545㎡」。

「長船町西須恵767-1」。面積「356㎡」。

「長船町西須恵955-1」。面積「218㎡」。

登記、現況地目「田」または「畑」。面積「2,667㎡」。農地までの距離「30,000m」。耕作面積「0㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【12番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4-33 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町東須恵1685-2」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1,143㎡」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■ ■となっています。

【13番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4-33 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町東須恵1795-1」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1,197㎡」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■ ■となっています。

【14番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4-33 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町東須恵1835」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1,153㎡」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■ ■となっています。

【15番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町飯井199-2」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「97㎡」。農地までの距離「500m」。耕作面積「6,937㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「4名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【16番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

登記、現況地目いずれも「畑」。面積「281㎡」。農地までの距離「20m」。耕作面積「600㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【17番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町磯上169」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1,520㎡」。農地までの距離「1000m」。耕作面積「268,571.99㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【18番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町磯上642」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1,665㎡」。農地までの距離「2,000m」。耕作面積「268,571.99㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【19番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町磯上1603」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「856㎡」。農地までの距離「28,800m」。耕作面積「717,441.7㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「27名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【20番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町磯上1604-1」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「398㎡」。農地までの距離「28,800m」。耕作面積「717,441.7㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「27名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【21番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町磯上1605-1」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「417㎡」。農地までの距離「28,800m」。耕作面積「717,44.17㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「27名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【22番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4-33 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上1036-1」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 239㎡」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■ ■となっています。

【23番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町福里541」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 698㎡」。農地までの距離「1000m」。耕作面積「268, 571.99㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

以上、説明を終わります。

議 長 続きます。担当委員のご意見を伺います。1番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服部委員 1番案件について、譲受人は野菜作りを始めるため農地を探しており、譲渡人が農地の管理ができず困っていたところ話がまとまりました。問題ありません。

議 長 2番案件、3番案件について、高田委員より説明をお願いします。

高田委員 2番案件について、譲受人、譲渡人が親戚関係で話がまとまりました。3番案件について、譲受人は現在も農業をされており、譲渡人と話がまとまりました。問題ありません。

議 長 4番案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 4番案件について、譲渡人は市外在住で、瀬戸内市内の土地の整理を考えておりました。譲受人は以前から耕作をされており、双方で話がまとまったもので問題ありません。

議 長 続きます。5番案件、6番案件について、田中委員、正富委員が欠席により事務局より説明をお願いします。

事務局 5番案件について、双方の間で話がまとまったため問題ありません。6番案件について、申請地は譲受人の自宅から近く、他でも農業を十分にされており、このたび譲渡人と話がまとまったもので問題ありません。

議 長 続きます。7番案件について、吉田委員より説明をお願いします。

- 吉田委員 7番案件について、この農地は現状譲受人が耕作されております。譲渡人が農業する予定がないということで譲受人と話がまとまりました。問題ありません。
- 議長 続きまして、8番案件、9番案件について、山内委員より説明をお願いします。
- 山内委員 8番案件、9番案件について、場所が近いので一緒に説明します。譲渡人は姉弟になります。姉は高齢で農地の管理が難しくなり、後をする方もいません。弟は県外在住で畑に通うのが難しくなり、畑を管理してくれる方を探していました。2年前、譲渡人所有の家を購入された譲受人と話をしていたところ農業をしたいと話がまとまりました。自宅にも隣接しており、果樹を増やし、空いたスペースに野菜を植える予定です。問題ありません。
- 議長 続きまして、10番案件から14番案件について、大森委員より説明をお願いします。
- 大森委員 10番案件、11番案件について、譲受人は今年の5月に会社を立ち上げました。米を作りたいということで譲渡人と話をしたところ話がまとまりました。農機具は譲渡人が所有している物を使用します。問題ありません。
- 事務局 12番案件から14番案件、地上権設定については事務局より説明します。令和6年4月の総会で3条の所有権移転でご審議いただき、許可となった農地となります。所有権移転登記が完了しましたので、この度、区分地上権と後々農地法第5条議案でも説明いたしますが、一時転用の申請がなされております。この事業のスキーム自体はこれまで通り営農型太陽光の下で柵をする計画で変わりはありません。
- 議長 続きまして、15番案件について、福池委員が欠席により事務局より説明をお願いします。
- 事務局 15番案件について、譲渡人は農地を所有されておりますが、現在耕作をされておらず、農地を貸されております。その中で、隣の農地を耕作されている譲受人と売買の話がまとまりました。問題ありません。
- 議長 続きまして、16番案件から22番案件について、時岡委員より説明をお願いします。
- 時岡委員 16番案件について、譲受人の家のすぐ近くに申請地があり、今も耕作されています。このたび売買で譲渡人と話がまとまったもので問題ありません。17番案件について、譲渡人が高齢で家族に相談しても農地の管理ができないとのことで譲受人と話がまとまりました。18番案件について、譲渡人が高齢で耕作できないとのことで、耕作する方を探しており、譲受人と話がまとまりました。19番案件、20番案件、21番案件について、この近くで営農型太陽光をするようになり、それを見て

一緒に太陽光発電をしてもらったらということで話がまとまりました。

22番について、譲受人、譲渡人との間での地上権設定です。

議長 長 続きまして、23番案件について、大森委員より説明をお願いします。  
大森委員 23番案件について、現在この地番の田んぼは他の方が耕作されてお  
りますが、譲渡人が高齢のため存命の間に整理したいとのことで、譲受人  
と話がまとまりました。まだ耕作をされているので譲受人が実際耕作す  
るのは来年からです。

議長 長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問あり  
ましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から23番案件について、  
許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成ということで、許可を決定します。  
続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説  
明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、4頁をご覧ください。第2号議案、農地法第5条  
許可申請について、ご説明します。

#### 【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓19番地1 建設業 石田重工業 株式会社 代表  
取締役 石田 茂樹」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。

土地の所在2筆「牛窓町牛窓2463-1」。

「牛窓町牛窓2467-1」。

地目「田」。面積「2,030㎡」。転用目的「露天資材置場」。施設  
の概要「資材置場 2,030㎡」。農地区分10aあたり収量「第2種  
農地 米420kg」。資金「自己資金100万円」。隣地への被害はあ  
りません。なお、所有権移転設定で、10aあたり■■ ■■、農用地区域外  
農地です。

位置図は資料8頁をご覧ください。牛窓海水浴場から西側約400mに  
位置しています。

#### 【2番案件】

譲受人「岡山市中区藤崎683番地1 産業廃棄物収集処理業 ダイセ  
ーエコロジー株式会社 代表取締役 高田 欣孝」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。

土地の所在「牛窓町長浜2498」。地目「田」。面積「523㎡」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。





譲渡人「東京都青梅市富岡3-1089-1 農業 株式会社 彩の榊  
代表取締役 佐藤 幸次」。

土地の所在「長船町東須恵1795-1」。地目「田」。面積  
「1,197.00㎡」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概  
要「営農型太陽光発電装置 427.44㎡」。農地区分10aあたり収  
量「第2種農地 米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はあり  
ません。なお、賃貸借権設定で、10aあたり■ ■、農用地区域内農地  
です。

位置図は資料14頁をご覧ください。市立美和小学校の北側に位置して  
います。

#### 【8番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4-33 電気業 中国電力株式会社  
代表取締役 中川 賢剛」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3-1089-1 農業 株式会社 彩の榊  
代表取締役 佐藤 幸次」。

土地の所在「長船町東須恵1835」。地目「田」。面積  
「1,153.00㎡」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概  
要「営農型太陽光発電装置 422.37㎡」。農地区分10aあたり収  
量「第2種農地 米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はあり  
ません。なお、賃貸借権設定で、10aあたり■ ■、農用地区域内農地  
です。

位置図は資料15頁をご覧ください。東須恵浄化センターの北側に位置  
しています。

#### 【9番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4-33 電気業 中国電力株式会社  
代表取締役 中川 賢剛」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3-1089-1 農業 株式会社 彩の榊  
代表取締役 佐藤 幸次」。

土地の所在「長船町磯上1036-1」。地目「田」。面積  
「1,239.00㎡」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概  
要「営農型太陽光発電装置 390.61㎡」。農地区分10aあたり収  
量「第2種農地 米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はあり  
ません。なお、賃貸借権設定で、10aあたり■ ■、農用地区域内農地  
です。

位置図は資料16頁をご覧ください。南側に産土池、東側に新池に囲ま  
れたところに位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きます。担当委員のご意見を伺います。1番案件について、山本

委員より説明をお願いします。

山本委員 1番案件について、譲渡人は以前、他の方に譲渡しようとしていたが話が中断しました。その後、今回の譲受人と話がまとまりました。問題ありません。

議長 続きまして、2番案件について、時實委員より説明をお願いします。

時岡委員 2番案件について、申請事業者はペットボトルの粉砕をし、再生原料としてメーカーに出す会社です。山の側なので草や木が流れ込んだりしないように水路には蓋をする、粉塵は出さないなど要望は伝えております。譲渡人はもともと耕作をしておらず耕作放棄地になっている状態で、このたび申請事業者と話がまとまったものです。

議長 続きまして、3番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 3番案件について、市営住宅ということで譲受人、譲渡人の間で話がまとまっています。

議長 続きまして、4番案件について、吉田委員より説明をお願いします。

吉田委員 4番案件について、譲受人は■■■■ですが、この度■■■■も開業されまして、駐車場が全く足りません。隣接する畑を駐車場として利用するための申請です。耕作人や周辺との話もできているので問題ありません。

議長 続きまして、5番案件について、小西委員より説明をお願いします。

小西委員 5番案件について、譲受人は現在金型の工場をされておりまして。敷地が広く、より利便性の高い県道に面したところへ事務所を移転したいとのことで申請に至ったものです。地域の理解や排水の関係も問題ありません。

議長 6番案件から9番案件について、第3条で審議をしております。今回は場所の確認のみをお願いします。

それでは、ただいまの第2号議案 農地法第5条許可申請について、1番から9番までの案件につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第5条許可申請の1番から9番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、6頁、7頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 長 ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とします。

それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、7月の通常総会は、7月11日木曜日に瀬戸内中央公民館 1階 視聴覚室にて9時30分から開催予定です。また、8月の通常総会は、8月8日木曜日に瀬戸内中央公民館 1階 視聴覚室にて9時30分から開催予定です。

あと1点ご説明します。お手元に農地貸借の新制度に関する書類を置かせていただいております。既にご存知の通り、令和7年度から農地貸借の手続きが変わり利用権設定の用紙がなくなります。チラシに目を通していただき、詳しい手続きに関しては今後こちらから説明させていただきます。

議長 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度6月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時30分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年6月13日

議長 藤原 和 正

署名委員 大森 茂 利

署名委員 太田 修